

国内株式議決権行使に関する基本方針

東京海上アセットマネジメント（以下、当社）は、受託者責任の観点に立ち、国内株式議決権行使に関する基本方針を定める。当社は、基本方針に基づいた国内株式議決権行使ガイドラインを策定し、適切な議決権行使を行うことで、長期的な株主価値の最大化を目指す。当社と直接または間接の資本関係や人的関係、取引関係等が存在する企業の議決権行使に関しては利益相反を回避するため、外部の第三者であり適切な能力を有すると判断する議決権行使助言会社の助言に従い、議決権を行使することにより、受託者責任を貫徹する。当基本方針の改廃は、「責任投資委員会」が決定し、「責任投資モニタリング委員会」に報告する。ただし、基本方針の字句等の軽微な修正については、責任投資委員会委員長がこれを行う。

1. 議決権行使における基本理念

(1) 議決権行使の目的

委託者である年金基金や投資信託の受益者等の利益に資することを目的に議決権行使を行う。

(2) 長期的な株主価値の最大化

企業経営は短期的な株主価値のみを追求するものではなく、従業員、取引先、地域社会等のステークホルダーの利益との調和を踏まえて行われるべきものであると考える。これらのステークホルダーとの良好な協働関係を確立することで、長期的な株主価値の最大化が達成されると認識する。

2. 投資先企業に対する期待

(1) 情報開示の充実

企業経営における透明性の確保は、株主価値を向上させるうえで重要な要素であり、積極的な情報開示を求める。

(2) コーポレートガバナンスの改善

コーポレートガバナンスを重視する企業の経営姿勢は、株主のみならず、資本市場の健全な発展の観点からも必要との認識に立ち、コーポレートガバナンスの改善に向けた積極的な取組みを求める。

(3) サステナビリティ課題への取組み

サステナビリティ（ESG 要素を含む中長期的な持続可能性）に影響を及ぼす課題について、リスクを抑制し、課題解決に向けた機会を創出することを求める。

(4) 反社会的行為の防止

法令違反や公序良俗に反する行為を反社会的行為と定義し、反社会的行為の防止に向けた不断の取組みを求める。

以上